

## 訪問介護（居宅介護）とは？

高齢の方や障がいのある方が、自立した在宅生活を送るために、訪問介護員（ホームヘルパー等）がご自宅を訪問し、身体の介護や家事等の日常生活上の援助を行うサービスです。

## サービスをご利用できる方

- ・介護保険の認定を受け、要支援または要介護と認定された方
- ・身体障害・精神障害・知的障害で障害支援区分の認定を受けた方

## サービス提供地域

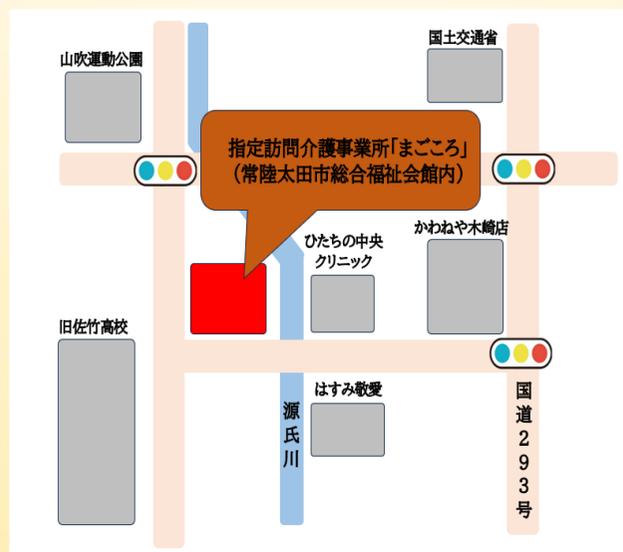
常陸太田市内

## 利用料について

- (1) 訪問介護  
基本利用料の1割から3割をご負担いただきます（所得に応じて変動あり）
- (2) 居宅介護  
原則として、基本利用料の1割をご負担いただきます  
（所得に応じて月額負担上限額あり）

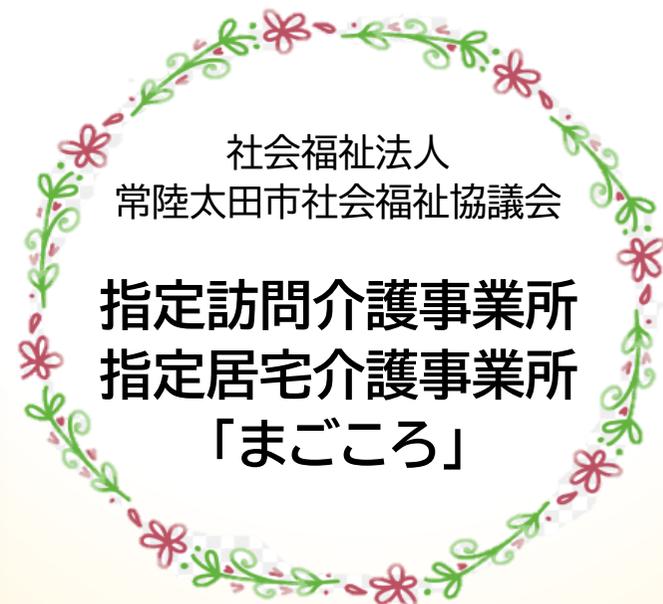
## 事業所所在地

〒313-0041  
茨城県常陸太田市稲木町33番地  
常陸太田市総合福祉会館内



## お問い合わせ先

 0294-80-7000  
FAX: 0294-72-5449



住み慣れた ご自宅での生活を  
まごころ込めて お手伝い

## 提供するサービスについて

ケアプランおよびサービス利用計画に従い、次のサービスを提供いたします。



### (1) 身体介護

・食事介助



・排せつ介助

・入浴介助, 清拭



・衣類の着脱, 体位交換



・服薬管理



### (2) 生活援助

・調理, 食器洗い等



・掃除  
(生活スペース)

・洗濯



・買い物



・布団干し



・その他  
(デイサービスの準備等)



## 対応できないこと (禁止行為)

介護保険法, および障害者総合支援法により, 下記の行為は禁止されています。

・医療行為



・金銭, 通帳, 書類の預かり

・利用者以外への援助となる行為  
(家族の食事準備・ペットの世話等)

・日常的な家事を超える行為  
(庭の草むしり・窓ふき等)



その他, ご不明な点ございましたら  
お気軽にお問い合わせください。

